

2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>植物防疫所は、農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 8 条に基づく施設等機関であり、平成 18 年度末現在、5 本所、15 支所、53 出張所、3 分室及び 1 駐在が置かれ、植物防疫官が配置されている。農林水産省は、出張所の配置及び要員の合理化・適正化を図るため、平成 10 年 8 月に「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勸告」に係る出張所の見直し基準について（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知。以下「出張所見直し基準」という。）を定めている。</p> <p>出張所見直し基準では、次のすべての基準（以下「統廃合基準」という。）に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。 ② 直近の 2 年間以上にわたり年間輸入検査件数が 230 件以下であること。 ③ 数年以内に年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。 ④ 近隣の植物防疫所との距離が 100 km 未満であること。 ⑤ 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること。 <p>また、この統廃合基準に該当しない出張所が、次のすべての基準（以下「要員配置見直し基準」という。）に該当する場合には、植物防疫官の配置を業務量に見合ったものとなるように見直すこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。 ② 直近の 2 年間以上にわたり植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件以下であること。 ③ 数年以内に植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。 	<p>表 2-①</p> <p>表 2-②</p>
<p>【調査結果】</p> <p>農林水産省は、出張所見直し基準の運用により、植物防疫所の各出張所の業務量等に応じた計画的な統廃合及び要員配置の見直しを進めることとしており、出張所については、同基準制定の前年度である平成 9 年度末時点には 70 か所あったものが 18 年度末時点には 17 か所減少し、53 か所となっている。</p> <p>また、植物防疫所の定員については、植物の輸入件数及び同数量の増加、海港及び空港の 24 時間化、国際線航路・航空路線の増加等に伴い植物防疫官等の増員が図られており、平成 9 年度の 880 人（現員は 869 人）が 18 年度は 88 人増加し 968 人（現員は 950 人）となっている。</p> <p>なお、これらの定員のうち、植物防疫官の定員については、平成 9 年度の 779 人（現員は 754 人）が 18 年度は 80 人増加し 859 人（現員は 835 人）となっている。</p> <p>今回、調査対象とした 22 出張所について、出張所見直し基準と照合した結果、次のとおり、同基準に定められている統廃合基準又は要員配置の見直し基準のいずれかに該当しており、これらの基準の適用による統廃合又は要員配置の見直しが適当と考えられ</p>	<p>表 2-③</p> <p>表 2-④</p>

<p>る出張所が5か所みられた。</p> <p>① 統廃合基準に該当し、統廃合が適当であると考えられるもの（3出張所）</p> <p>② 要員配置の見直し基準に該当し、要員配置の見直しが適当であると考えられるもの（2出張所）</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、輸入検査に係る業務実施体制の見直しを図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 統廃合基準に該当する植物防疫所の出張所について統廃合を適切に行うこと。</p> <p>② 要員配置見直し基準に該当する植物防疫所の出張所について要員配置を見直すこと。</p>	<p>表2-⑤</p> <p>表2-⑥</p>
--	-------------------------

表 2 - ①

植物防疫所の組織（平成 18 年 7 月 1 日現在）

（単位：人、件）

植物防疫所本所、支所及び出張所等名	定員		現員		平成 18 年輸入検疫業務実績		
		うち植物防疫官		うち植物防疫官	貨物検査 件数	郵便物及び携 帯品検査件数	消毒及び 廃棄件数
横浜植物防疫所	1 6 4	1 3 4	1 7 8	1 4 4	49,984	6,579	8,256
川崎出張所	6	6	5	5	1,850	31	1,429
札幌支所（千歳空港分室を含む。）	1 6	1 4	1 6	1 4	1,928	863	139
釧路出張所	4	4	4	4	718	53	362
留萌出張所	2	2	2	2	138	79	138
小樽出張所	3	3	2	2	668	2	309
室蘭・苫小牧出張所	6	6	5	5	5,083	0	633
函館出張所	2	2	2	2	33	152	18
塩釜支所（仙台空港分室を含む。）	1 4	1 2	1 3	1 1	1,020	1,058	81
青森出張所	3	3	3	3	9	69	0
八戸出張所	3	3	3	3	1,027	22	301
宮古出張所	4	4	4	4	407	0	346
石巻出張所	3	3	3	3	944	0	785
小名浜出張所	3	3	2	2	79	1	67
新潟支所	1 3	1 1	1 1	9	1,389	1,664	280
秋田出張所	5	5	4	4	568	73	405
酒田出張所	3	3	2	2	340	8	80
直江津出張所	2	2	2	2	445	22	90
成田支所	1 0 5	1 0 1	9 7	9 1	288,454	140,191	16,921
羽田空港出張所	8	8	7	7	0	1,568	0
東京支所	3 7	3 3	4 1	3 8	54,502	33,569	4,685
日立出張所	2	2	2	2	55	0	3
鹿島出張所	3	3	4	4	2,123	3	696
千葉出張所	5	5	4	4	918	7	423
名古屋植物防疫所	4 9	4 2	5 2	4 1	33,199	3,170	4,205
衣浦出張所	3	3	2	2	255	0	104
南部出張所	4	4	3	3	854	0	189
四日市出張所	3	3	2	2	334	0	37
中部空港支所	3 8	3 5	3 8	3 5	36,141	27,101	2,738
伏木富山支所	1 1	9	1 1	9	749	1,226	638
金沢出張所	4	4	4	4	1,013	500	52
七尾出張所	2	2	2	2	143	0	140
敦賀出張所	2	2	2	2	121	0	103
清水支所	1 4	1 2	1 4	1 2	5,305	32	262
豊橋出張所	3	3	2	2	211	0	62
蒲郡出張所	3	3	2	2	588	9	593
神戸植物防疫所	8 2	6 7	8 5	7 1	47,760	11,584	4,207
姫路出張所	3	3	2	2	33	10	91
大阪支所	3 0	2 8	2 6	2 4	21,269	17,638	2,294
舞鶴出張所	3	3	3	3	189	16	178
和歌山出張所	2	2	2	2	67	0	65
関西空港支所	5 2	4 9	5 0	4 7	139,806	80,535	4,463
広島支所（広島空港分室を含む。）	1 5	1 3	1 4	1 2	483	971	170
境港出張所	5	5	5	5	336	91	257
浜田出張所	2	2	2	2	212	2	124
水島出張所	8	8	7	7	1,077	645	266
尾道出張所	4	4	3	3	461	1	267
岩国出張所	2	2	2	2	123	7	123
坂出支所	1 0	8	8	6	76	128	85
小松島出張所	3	3	3	3	292	17	169
高松出張所	2	2	1	1	106	0	0
詫間出張所	2	2	2	2	113	0	104
松山出張所	4	4	4	4	401	435	215
高知出張所	3	3	3	3	279	4	45

植物防疫所本所、支所及び出張所等名	定員		現員		平成 18 年輸入検疫業務実績		
		うち植物防疫官		うち植物防疫官	貨物検査件数	郵便物及び携帯品検査件数	消毒及び廃棄件数
門司植物防疫所	3 8	2 6	4 1	2 9	2, 635	83	305
下関出張所	9	9	9	9	5, 692	23, 713	412
若松出張所	1	1	1	1	1	8	5
福岡支所	2 4	2 1	2 3	2 0	16, 940	11, 577	1, 754
福岡空港出張所	1 5	1 5	1 5	1 5	20, 152	6, 758	806
伊万里出張所	3	3	2	2	276	5	92
長崎出張所	3	3	3	3	8	195	0
鹿児島支所	9	7	8	6	306	41	78
八代出張所	4	4	4	4	567	38	176
大分出張所	2	2	2	2	32	35	12
細島出張所	3	3	2	2	261	69	25
志布志出張所	4	4	4	4	3, 022	3	296
鹿児島空港出張所	2	2	1	1	39	246	0
名瀬支所	1 2	1 1	8	7	0	0	0
那覇植物防疫事務所	3 8	2 9	4 0	3 3	4, 991	2, 833	572
那覇空港出張所	7	7	9	9	1, 891	3, 331	23
嘉手納出張所	1	1	1	1	0	178	0
平良出張所	4	4	2	2	0	74	0
石垣出張所	5	5	3	3	0	229	0
合計（5本所、15支所、53出張所）	9 6 8	8 5 9	9 5 0	8 3 5	761, 491	379, 552	63, 249

（注）農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - ② 「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告」に係る出張所の見直し基準について」（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知）（抜粋）

このことについて、下記のとおり見直し基準を定めたので、通知する。
なお、出張所の見直しに当たっては、必要な事項を十分調査の上、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

植物防疫所出張所の見直し基準

- 1 植物防疫所の出張所については、次のすべての要件に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合することとする。
 - （1） 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること
 - （2） 直近の 2 年間以上にわたり年間輸入検査件数が 230 件以下であること
 - （3） 数年以内に年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと
 - （4） 近隣の植物防疫所との距離が 100 km 未満であること
 - （5） 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること
- 2 上記 1 に該当する出張所以外の出張所についても、次のすべての要件に該当する場合には、要員配置を業務量に見合ったものとなるように見直すこととする。
 - （1） 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること
 - （2） 直近の 2 年間以上にわたり植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件以下であること
 - （3） 数年以内に植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと

表2-③

植物防疫所の統廃合実績（出張所見直し基準制定後）

年度	廃止した植物防疫所出張所名	廃止時の定員(人)		廃止時の現員(人)		検疫業務を担当する指定港名	統廃合の理由	統合先
			うち植物防疫官(人)		うち植物防疫官(人)			
平成11	釜石出張所	2	2	2	2	釜石港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は69件）	宮古出張所
	田子の浦出張所	2	2	2	2	田子の浦港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は26件）	清水支所
	田辺出張所	3	3	1	1	田辺港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は74件）	和歌山出張所
	須崎出張所	2	2	1	1	須崎港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は41件）	高知出張所
	佐伯出張所	2	2	1	1	佐伯港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は9件）	大分出張所
12	晴海出張所	4	4	2	2	京浜港	東京支所との統合	東京支所
	大井出張所	7	7	6	6			
	宇野出張所	2	2	2	2	宇野港	輸入量の低下により統合（平成11年の輸入検査件数は13件）	水島出張所
	佐世保出張所	2	2	1	1	佐世保港	輸入量の低下により統合（平成11年の輸入検査件数は64件）	伊万里出張所
13	大船渡出張所	2	2	2	2	大船渡港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は135件）	宮古出張所
	御前崎出張所	1	1	1	1	御前崎港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は93件）	清水支所
	今治出張所	2	2	2	2	今治港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は283件）	松山出張所
14	岸和田出張所	3	3	3	3	阪南港	輸入量の低下により統合（平成13年の輸入検査件数は168件）	大阪支所
16	名古屋空港出張所	28	28	29	29	名古屋空港	中部国際空港の供用開始及び中部空港支所の設置に伴い廃止	—
17	富山出張所	2	2	2	2	富山港	輸入量の低下により統合（平成16年の輸入検査件数は261件）	伏木支所

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-④

植物防疫所の機関数及び定員、現員の推移

年度 区分		昭和				平成								
		27	40	51	60	元	5	9	10	14	15	16	17	18
機 関 数	本所	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	支所	6	8	12	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15
	出張所	11	33	83	77	79	75	70	68	55	55	55	53	53
	計	20	45	100	96	98	94	89	87	74	74	74	73	73
定員（人）		226	337	699	733	779	855	880	885	898	946	959	963	968
	うち植物防疫官	不明	247	586	620	667	745	779	784	798	837	849	853	859
現員（人）		226	331	694	729	765	837	869	869	875	917	939	952	950
	うち植物防疫官	不明	不明	575	617	651	722	754	754	758	796	821	834	835

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 機関数及び定員は、各年度末現在である。
 3 現員は、各年度7月1日現在である。
 4 支所には、分室を含んでいる。また、本所には、駐在を含んでいる。

表 2-⑤ 出張所見直し基準が定める出張所の統廃合基準に該当しており、統廃合が適当と考えられる出張所

出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況												
七尾出張所	<p>七尾出張所（植物防疫官定員及び現員：2人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統廃合は行われていない。</p> <p>なお、七尾出張所が輸入検疫を担当する指定港である七尾港の主要輸入植物は木材であるが、近年、アラスカやロシアからの輸入木材が、輸入規制の緩やかな中国や韓国に流れる傾向にあり、原木として輸入する数量・件数が減少していることが、同出張所における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数が減少する一因となっている。</p> <table border="1" data-bbox="355 667 1465 1798"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 667 727 712">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 667 1465 712">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 712 727 949">主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること</td> <td data-bbox="727 712 1465 949">七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 949 727 1276">直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること</td> <td data-bbox="727 949 1465 1276">七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1276 727 1397">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと</td> <td data-bbox="727 1276 1465 1397">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1397 727 1478">近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること</td> <td data-bbox="727 1397 1465 1478">直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから<u>該当する</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1478 727 1798">統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること</td> <td data-bbox="727 1478 1465 1798">以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。 ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。 ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。</td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから <u>該当する</u>	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。 ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況												
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。												
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。												
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。												
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから <u>該当する</u>												
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。 ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。												

出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況																						
詫間出張所	<p> 詫間出張所（植物防疫官定員及び現員：2人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統合は行われていない。 </p> <table border="1" data-bbox="355 360 1461 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 360 727 405">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 360 1461 405">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 405 727 645"> 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること </td> <td data-bbox="727 405 1461 645"> 詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 645 727 1010"> 直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること </td> <td data-bbox="727 645 1461 1010"> 詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1410 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1010 727 1133"> 数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと </td> <td data-bbox="727 1010 1461 1133"> 数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1133 727 1211"> 近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること </td> <td data-bbox="727 1133 1461 1211"> 直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1211 727 1615"> 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること </td> <td data-bbox="727 1211 1461 1615"> 以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。 ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。 ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。 </td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1410 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	195件	165件	111件	113件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。 ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況																						
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。																						
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1410 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	195件	165件	111件	113件												
年	平成15	平成16	平成17	平成18																			
輸入検査件数	195件	165件	111件	113件																			
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。																						
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。																						
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。 ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。																						

出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況																						
若松出張所	<p>若松出張所（植物防疫官定員及び現員：1人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統合は行われていない。</p> <table border="1" data-bbox="355 360 1465 1532"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 360 727 405">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 360 1465 405">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 405 727 645"> 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること </td> <td data-bbox="727 405 1465 645"> 若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 645 727 1010"> 直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること </td> <td data-bbox="727 645 1465 1010"> 若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1010 727 1133"> 数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと </td> <td data-bbox="727 1010 1465 1133"> 数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1133 727 1211"> 近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること </td> <td data-bbox="727 1133 1465 1211"> 直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから<u>該当する</u>。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1211 727 1532"> 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること </td> <td data-bbox="727 1211 1465 1532"> 以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。 ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。 ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。 </td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	14件	14件	12件	9件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。 ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況																						
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。																						
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	14件	14件	12件	9件												
年	平成15	平成16	平成17	平成18																			
輸入検査件数	14件	14件	12件	9件																			
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。																						
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。																						
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。 ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。																						

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ⑥ 出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準に該当しており、要員配置の見直しが
 適当と考えられる出張所

出張所名	要員配置の見直し基準への該当状況																		
豊橋出張所	<p>豊橋出張所（植物防疫官定員：3人、現員：2人）は、下表のとおり、出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準にすべて該当していることから、要員配置を見直すことが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく要員配置の見直しは行われていない。</p> <p>なお、豊橋出張所は、従来、主に中国、北朝鮮、台湾から輸入される稲わらが主要な輸入検査対象品目であったが、中国産は同地での口蹄疫の発生、北朝鮮産は経済制裁措置により、それぞれ輸入が停止され、また、台湾産は同地の経済成長に伴い輸入量が減少したことにより、輸入検査件数が従来に比べ減少しているものである。</p> <table border="1" data-bbox="343 660 1452 1500"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 660 726 705">要員配置の見直し基準</th> <th data-bbox="726 660 1452 705">要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 705 726 940">主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること</td> <td data-bbox="726 705 1452 940">豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 940 726 1377">直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること</td> <td data-bbox="726 940 1452 1377"> <p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="750 1142 1428 1299"> <thead> <tr> <th data-bbox="750 1142 965 1220">年</th> <th data-bbox="965 1142 1077 1220">平成15</th> <th data-bbox="1077 1142 1189 1220">平成16</th> <th data-bbox="1189 1142 1300 1220">平成17</th> <th data-bbox="1300 1142 1428 1220">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="750 1220 965 1299">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="965 1220 1077 1299">206件</td> <td data-bbox="1077 1220 1189 1299">183件</td> <td data-bbox="1189 1220 1300 1299">168件</td> <td data-bbox="1300 1220 1428 1299">106件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1377 726 1500">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと</td> <td data-bbox="726 1377 1452 1500">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。	直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="750 1142 1428 1299"> <thead> <tr> <th data-bbox="750 1142 965 1220">年</th> <th data-bbox="965 1142 1077 1220">平成15</th> <th data-bbox="1077 1142 1189 1220">平成16</th> <th data-bbox="1189 1142 1300 1220">平成17</th> <th data-bbox="1300 1142 1428 1220">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="750 1220 965 1299">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="965 1220 1077 1299">206件</td> <td data-bbox="1077 1220 1189 1299">183件</td> <td data-bbox="1189 1220 1300 1299">168件</td> <td data-bbox="1300 1220 1428 1299">106件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。
要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況																		
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。																		
直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="750 1142 1428 1299"> <thead> <tr> <th data-bbox="750 1142 965 1220">年</th> <th data-bbox="965 1142 1077 1220">平成15</th> <th data-bbox="1077 1142 1189 1220">平成16</th> <th data-bbox="1189 1142 1300 1220">平成17</th> <th data-bbox="1300 1142 1428 1220">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="750 1220 965 1299">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="965 1220 1077 1299">206件</td> <td data-bbox="1077 1220 1189 1299">183件</td> <td data-bbox="1189 1220 1300 1299">168件</td> <td data-bbox="1300 1220 1428 1299">106件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件								
年	平成15	平成16	平成17	平成18															
植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件															
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。																		

出張所名	要員配置の見直し基準への該当状況											
舞鶴出張所	舞鶴出張所（植物防疫官定員及び現員：3人）は、下表のとおり、出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準にすべて該当していることから、要員配置を見直すことが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく要員配置の見直しは行われていない。											
要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況											
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	舞鶴出張所の設置海港（舞鶴港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は431件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は7件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。											
直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>舞鶴出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから該当する。</p> <p style="text-align: center;">舞鶴出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="751 869 1428 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="751 869 962 913">年</th> <th data-bbox="962 869 1070 913">平成15</th> <th data-bbox="1070 869 1189 913">平成16</th> <th data-bbox="1189 869 1302 913">平成17</th> <th data-bbox="1302 869 1428 913">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 913 962 994">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="962 913 1070 994">86件</td> <td data-bbox="1070 913 1189 994">87件</td> <td data-bbox="1189 913 1302 994">64件</td> <td data-bbox="1302 913 1428 994">68件</td> </tr> </tbody> </table>		年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	86件	87件	64件	68件
年	平成15	平成16	平成17	平成18								
植物防疫官1人当たり輸入検査件数	86件	87件	64件	68件								
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。											

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 豊橋及び舞鶴出張所の開庁日時は平日の8時30分から17時15分までであり、複数の勤務時間帯を設定してのシフト勤務は行われていない。また、両出張所が植物検疫業務を担当する指定港には、国際定期旅客航路の就航はない。